

○法務省令第 号

後見登記等に関する政令（平成十二年政令第二十四号）第十八条の規定に基づき、後見登記等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

法務大臣 上川 陽子

後見登記等に関する省令の一部を改正する省令

後見登記等に関する省令（平成十二年法務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(登記申請書の添付書面)</p> <p>第十条 登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。</p> <p>一 令第六条第一号の申請人が登記された法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書(商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第十条第一項(他の法令において準用する場合を含む。))に規定する登記事項証明書をいう。次号及び第三号並びに第十八条第一項第二号及び第三号において同じ。)</p> <p>二 令第六条第二号の代理人が登記された法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する登記事項証明書</p> <p>三 令第六条第三号に掲げる書面は、登記事項証明書その他の登記の事由を証する書面</p> <p>2 令第六条第一号に掲げる書面(前項第一号に掲げる書面を除く。)</p> <p>若しくは令第六条第二号に掲げる書面(同項第二号に掲げる書面を除く。)</p> <p>又は同項第一号若しくは第二号に掲げる書面で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。</p> <p>(登記事項証明書等の交付の申請書の添付書面)</p> <p>第十八条 「略」</p> <p>一 「略」</p> <p>二 申請人が法人であるときは、当該法人の登記事項証明書その他の</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(登記申請書の添付書面)</p> <p>第十条 「項を加える。」</p> <p>1 令第六条第一号又は第二号に掲げる書面で官庁又は公署の作成したものは、その作成後三月以内のものに限る。</p> <p>(登記事項証明書等の交付の申請書の添付書面)</p> <p>第十八条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 申請人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面</p>

代表者の資格を証する書面

三 代理人によって申請するときは、その権限を証する書面（代理人
が登記された法人である場合には、当該法人の代表者の資格を証す
る登記事項証明書を含む。）

2
〔略〕

（登記申請の方法）

第二十三条 〔略〕

2 申請人又はその代表者若しくは代理人は、法令の規定により登記申
請書に添付すべき書面があるときは、法務大臣の定めるところに従い
、当該書面に代わるべき情報にその作成者（認証を要するものについ
ては、作成者及び認証者。第二十五条第二項において同じ。）による
電子署名が行われたものを併せて送信しなければならない。

3
〔略〕

（登記事項証明書等の交付の請求方法）

第二十五条 〔略〕

2 申請人又はその代表者若しくは代理人は、法令の規定により登記事
項証明書等の交付の申請書に添付すべき書面があるときは、法務大臣
の定めるところに従い、当該書面に代わるべき情報にその作成者によ
る電子署名が行われたものを併せて送信しなければならない。

三 代理人によって申請するときは、その権限を証する書面

2
〔同上〕

（登記申請の方法）

第二十三条 〔同上〕

2 前項の申請をする場合においては、次に掲げる情報を併せて送信し
なければならない。

一 代理人によって申請をするときは、令第六条第二号の書面に代わ
るべき情報であつて申請人又はその代表者による電子署名が行われ
たもの

二 令第六条第三号の書面に代わるべき情報であつて作成者（認証を
要するものについては、作成者及び認証者）による電子署名が行わ
れたもの

3
〔同上〕

（登記事項証明書等の交付の請求方法）

第二十五条 〔同上〕

2 前項の請求をする場合においては、次に掲げる情報を併せて送信し
なければならない。

一 第十八条第一項第一号の書面に代わるべき情報であつて作成者（
認証を要するものについては、作成者及び認証者）による電子署名
が行われたもの

<p>3 [略]</p>	<p>3 二 代理人によって請求をするときは、第十八条第一項第三号の書面に代わるべき情報であつて申請人又はその代表者による電子署名が行われたもの [同上]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。